

文京区検証実施基準

虐待可能性	カテゴリー詳細	検証実施方法
確実	虐待により死亡・重篤状態に陥ったと判断される事例 ・加害行為の第三者目撃がある事例 ・虐待行為の自白を認めた事例 ・養育者が意図的に生命にかかわる養育上のケアを怠った事例 ・虐待以外では医学的に説明し得ない状態である事例 など	即時検証
高	死亡・重篤状態に陥った要因が、事故、内因の可能性も否定できないが、虐待の可能性が臨床的に高い事例 ・医学的に事故、内因では説明しがたい病態や状況を呈し、虐待を強く疑うが断定には至らない事例 ・事故や内因でも、継続的に監護を怠るネグレクトや医療ネグレクトなどで社会的介入が開始されていた事例 ・子どもの健康や安全への配慮を怠ることによる事故や、受診の遅れによるものでも過失度合いが極めて高い事例 ・複数の同胞が不詳死や原因不明の事故を繰り返していたり、親子分離（短期の一時保護は除く）があるなど、極めて社会的リスクを有する要因が不明確な事例など	即時検証
中	死亡・重篤状態に陥った要因が、事故や内因の可能性もあるが、虐待の可能性も臨床的に疑われる事例 ・臨床的に虐待を疑うが、事故や内因に比べ、明らかに虐待の可能性が高いとは判断しがたい事例 ・監護不十分な状況で死亡した事故死や管理不良であった内因死 ・同胞に不詳死を認めていたり、高い社会的リスクを有するが要因が不明確な事例など	即時検証
低	死亡・重篤状態に陥った要因が、事故や内因の可能性が高いが、虐待の可能性も否定できない群 ・呈する医学的状态は養育者の語る受傷機転と概ね合致するが、目撃者がいない事例 ・医学的に内因死の病態で説明できるが、社会的に何らかのリスクを有する事例など	翌年度に選定（※）
なし	虐待により死亡・重篤状態に陥った可能性は否定される群 ・第三者目撃があり確実に事故と判断される事例 ・医学的に完全に内因性の病態に合致し、社会的リスクもない事例 など	検証不要

（参考）「都道府県・指定都市・特別区・児童相談所設置自治体子ども虐待重大事例検証の手引き」より一部内容修正

※ 事例を振り返ることによって、今後の区における再発防止策等を講じる余地がある事例について、検証を実施する。また、捜査や公判状況、事例の内容、子どもの状況等を総合的に考慮し、検証実施の要否及び検証時期を判断する。